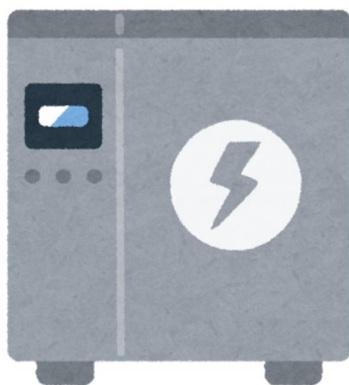


令和7年度
向日市ゼロカーボン推進補助金
(太陽光発電設備等設置補助金)
蓄電池<6> 交付申請の手引き

令和7年度から新たに実施する補助金です。



令和7年4月
向日市 環境産業部 ゼロカーボン推進課

<概要>

向日市では、太陽光発電設備によって発電した電力の自家消費を促進することを目的として、既に家庭用太陽光発電設備を設置されている方に対し、蓄電池の新規購入費用の一部を補助します。

I 補助対象設備

蓄電池（以下の要件をすべて満たすものに限る。）

- 既に設置している住宅用太陽光発電設備と電気事業者の配電線が逆潮流有りで連携しているもの（発電した電力を全て自家使用する場合を含む。）
- 既に設置している住宅用太陽光発電設備により発電する電力を充放電し、蓄電池及び電力変換装置（インバーター、コンバータ等）で構成される一体の装置であり、住居部分に電力を供給するために設置されるもの
- 国が実施している補助事業の対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）に登録されているもの
- 蓄電容量の合計が1 kWh 以上であるもの

II 補助対象者

- 令和7年4月28日以降に、居住する住宅に蓄電池を設置した方
- 市内の住宅に居住した方
- 市税を滞納していない方

III 補助金申請額

蓄電容量1 kWh 当たり 50,000 円（上限なし）
※千円未満の端数は切り捨て

IV 申請受付期間

- 令和7年4月28日(月) ～令和8年2月27日(金)
- 開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで（12時～13時を除く。）
- ※先着順で、予算に達し次第、受付終了

V 申請方法

- 申請書類の提出は窓口のみ（郵送やメール等での提出はできません。）
- 書類がすべて揃っていることを確認できれば、受付をしますが、書類内容審査は、受付後に行いますので、後日、申請者にお問い合わせする場合があります。

VI 申請時期

- 蓄電池の設置工事に係る代金の支払い日から6か月以内です。
- ただし、申請可能な蓄電池は、令和7年4月28日以降に購入したものに限りです。

Ⅶ 提出書類

○申請書類チェックリスト

○補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号の2）

※住民基本台帳、市税滞納状況等関係公募の閲覧に同意をいただけない場合は、次の2点が必要です。

住民票の写し（申請日前3か月以内に取得したもの）

完納証明書（申請日前3か月以内に取得したもの）

○領収書（設置費及びその内訳が分かるもの）の写し

○設置した蓄電池のカラー写真（蓄電池全体写真及び銘柄が識別できるもの）

○蓄電池の仕様書・カタログ等（メーカー、型番、蓄電容量がわかるもの）の写し

○太陽光発電設備が導入されていることがわかるものの写し

（余剰電力の売電契約書で、申請者の氏名及び住所が記載されているもの）

○既設の太陽光発電設備と常時接続していることがわかるものの写し

（系統連携図や単線結線図など）

Ⅷ 交付決定後の流れ

審査を通過した場合、申請日から概ね2週間程度で、交付決定通知書兼額確定通知書を申請者宛に送付します（審査に通過しなかった場合、不交付決定通知書を送付します）。その後、概ね2週間程度で交付申請時に指定された金融機関口座にお振込みします。なお、補助金のお振込先は、交付決定者名義の金融機関口座に限ります。

Ⅸ 本市の他の補助金との併用可否

○併用不可

受付窓口・お問い合わせ先

〒617-8665

向日市寺戸町中野20番地 向日市役所本館2階 ゼロカーボン推進課

TEL：075-874-3499